

小坂町路線バス乗車券類購入費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、路線区間に町内が含まれる路線バスを利用する町民に対して、当該利用に係る乗車券類購入費用の一部を助成することにより、路線バスを利用する町民の経済的負担の軽減を図り、もって路線バスの利用を促進するとともに、町民の生活に不可欠なバス路線の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) バス路線 秋北バス株式会社が運行するバス路線をいう。
- (2) 乗車券類 秋北バス株式会社が販売する路線バスフリー定期券をいう。
- (3) 学生 学校教育法(昭和22年法律第26条)第1条に規定する中学校、高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校に通学する者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、乗車券類の購入を希望する者であって、乗車券類を購入する時点で小坂町に住民登録がある者とする。

(助成対象乗車券類)

第4条 助成対象となる乗車券類の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 路線バスフリー定期券

(助成対象バス路線)

第5条 前条の規定による助成を受けて購入した乗車券類を利用できるバス路線は秋北バス株式会社が運行する一般路線バス路線とする。

(助成の方法)

第6条 この要綱による助成額は、次に掲げる額とする。

- (1) 路線バスフリー定期券 別表に掲げる額
- 2 助成対象者は、小坂町路線バス乗車券類購入申込書兼購入費助成申請書及び委任状(様式第1号)を秋北バス株式会社を經由し町長に提出しなければならない。この場合において、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険被保険者証、介護保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証その他の公的身分証明書

を提示し、小坂町内に住所を有することを証明しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、学生が通学及び通学に類する用に用いるため前項の規定による申請を行おうとするときは、当該学生の保護者が当該学生に代わり申請することができる。この場合において、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 学生証の写しまたは在学証明書（当該年度内で2回目以降の申請については省略することができる。）

(2) 助成対象者が小坂町に住所を有することを証する公的身分証明書

(3) 当該学生の保護者の公的身分証明書

4 前項の小坂町路線バス乗車券類購入申込書兼購入費助成申請書及び委任状（様式第1号）を提出した時は、助成金の請求を秋北バス株式会社に委任するものとする。

5 秋北バス株式会社は、第2項の規定による申請があったときは、直ちにその内容を審査し、助成対象者であると認めたときは、秋北バス株式会社が定める乗車券類の販売価格から第6条の助成割合相当額を差し引いた額で販売するものとする。

6 助成対象者は、自身が購入費助成申請をできない場合、必要事項を記入した委任状（様式第1号裏面）を提出することで購入費助成申請における代理人をたてることができる。

（助成金の交付申請）

第7条 秋北バス株式会社は、前条第4項の規定により販売した乗車券類の枚数を種別ごとに月次で集計し、四半期毎に小坂町路線バス乗車券類購入費助成金交付申請書（様式第2号）に、前条第2項の規定により提出された小坂町路線バス乗車券類購入申込書兼購入費助成申請書及び委任状（様式第1号）を添えて、町長に当該助成金を申請するものとする。

（助成金の交付決定）

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めたときは助成金の交付を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、小坂町財務規則補助金交付決定通知書（様式第104号）により、秋北バス株式会社に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 前条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた秋北バス株式会社は、助成対象事業終了後、速やかに小坂町財務規則補助事業等実績報告書（様式第105号）に関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

(助成金の請求)

第10条 第8条第2項の規定により助成金の交付決定を受けた秋北バス株式会社が助成金を請求しようとするときは、小坂町路線バス乗車券類購入費助成金請求書(様式第3号)により町長に提出しなければならない。

(助成金の支払い)

第11条 町長は、前条の請求があったときは、速やかに助成金を交付する。

(譲渡等の禁止)

第12条 助成対象者は、第6条の規定による助成を受けて購入した乗車券類を第三者に譲渡し、貸与し、又は転売してはならない。

(返還等)

第13条 町長は、偽りその他不正の行為によって助成を受けた者がいるときは、当該助成を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則 (令和6年小坂町要綱第7号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年小坂町要綱第13号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年小坂町要綱第12号)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(別表・第6条関係)

区分	定期券の種類	助成額
学生（中学生・高校生等）	1か月	9,000円
	3か月	17,000円
	6か月	25,500円
上記区分以外	1か月	7,000円
	3か月	13,000円
	6か月	19,500円